

令和 2 年 5 月定例

中標津町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

令和2年5月定例中標津町教育委員会

1 日 時 令和2年5月22日（金）9時55分～11時15分

2 場 所 中標津町役場3・4号委員会室

3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	助 口 明
委 員	南 むつ子
委 員	青 山 幸 子
教育部長	木 村 実
教育指導監	粥 川 敏 宏
管理課長	舟 橋 利 明
学校教育課長	吉 田 憲 史
指導室長	柴 田 達 也
生涯学習課長	山 宮 克 彦
学校給食センター長	吉 田 利 彦
農業高校事務長	吉 川 裕 二

4 欠席者

総務係長	表 健 一
------	-------

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第18号 令和2年度教育委員会所管一般会計補正予算について

議案第19号 中標津町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱制定について

議案第20号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領制定について

議案第 2 1 号 中標津町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程
について

議案第 2 2 号 中標津町立学校における学校運営協議会の設置等に関する
規則の一部を改正する規則について

議案第 2 3 号 北海道中標津農業高等学校職員の人事評価に関する要綱の
一部を改正する要綱について

議案第 2 4 号 計根別幼稚園臨時的任用教諭取扱要綱を廃止する要綱につ
いて

議案第 2 5 号 中標津町生涯学習推進員設置要綱を廃止する要綱について

報告第 4 号 6 月定例会教育行政報告について

【開 会】

○山田教育長

おはようございます。ただいまから5月の定例教育委員会を開催いたします。

全委員出席ですので会議は成立します。

本日の署名委員は、義盛委員と助口委員です。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、議案第18号令和2年度教育委員会所管一般会計補正予算について、議案第19号中標津町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱制定について、議案第20号新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領制定について、議案第21号中標津町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について、議案第22号中標津町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、議案第23号北海道中標津農業高等学校職員の人事評価に関する要綱の一部を改正する要綱について、議案第24号計根別幼稚園臨時的任用教諭取扱要綱を廃止する要綱について、議案第25号中標津町生涯学習推進員設置要綱を廃止する要綱について、報告第4号6月定例会教育行政報告についてとなっております。

本日の議案第18号は町長への意見の申し出に関する事項です。

中標津町教育委員会会議規則第10条第1項第5号の規定により公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「はい」の声あり)

○山田教育長

それでは議案第18号は公開しないことといたします。

それでは議事に入ります。

【議 事】

◎議案第 18 号 令和 2 年度教育委員会所管一般会計補正予算について

非公開

◎議案第 19 号 中標津町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱制定について

○山田教育長

続いて、議案第 19 号お願いします。

○生涯学習課長

議案第 19 号中標津町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱制定についてご説明申し上げます。

今回制定する要綱につきましては、今年度から文化庁の補助を受けて取り組む「地域文化財総合活用推進事業」という事業の実施にあたりまして、設置が必要となる協議会の要綱を定めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたしますので 7 ページをお開きください。

第 1 条は設置の目的でございます。中標津町に所在する文化財を指定、未指定に関わらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境を含めた上で、総合的に保存・活用するためのアクションプランとして「中標津町文化財保存活用地域計画」を作成する。また、作成にあたっては中標津町文化財保存活用地域計画協議会を設置する、といたしました。

第 2 条は事業内容です。第 1 号から順に、地域における歴史文化に関する特徴の整理、町内に所在する文化財の調査・把握、中標津町文化財保存活用地域計画の作成、歴史・文化的資源の保存活用計画の作成、保存活用計画推進のための体制整備の検討、その他協議会の目的達成に必要なこと、と定めております。

第 3 条は組織で、協議会を構成する者を第 1 項から順に学識経験を有する者、中標津町文化財保護審議委員、文化財所有者管理者、行政職員、その他町長が適当と認める者、としました。

第 3 項では委員の追加について、第 4 項ではオブザーバーを置くことについて定めています。

第 4 条は委員の任期、第 5 条では委員長及び副委員長についてでございます。次のページに移りまして、第 6 条では会議について定めております。

第 7 条は調査部会についてでございます。これは協議会とは別に、第 2 条で定めた事業を専門的に調査及び検討する組織となります。具体的に、例えば町民アンケートですとか町歩きの実施、その他本町の歴史文化を構成する指定未指定にこだわらない、いわゆる町のお宝的なものの調査の実施と、データベースの作成になります。

第 8 条で事業の成果の報告について定めまして、第 9 条で事務局について、

第 10 条では補則として、この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関して必要な事項は協議会が別に定める、としました。

最後に附則ですが、この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から適用とする、としております。

以上、議案第 19 号中標津町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の説明を終わります。

○山田教育長

議案第 19 号について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

(「ありません」と発言する者あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、議案第 19 号については可決されました。

**◎議案第 20 号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等
における中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領制定について**

○山田教育長

続きまして、議案第 20 号をお願いします。

○管理課長

それでは議案第 20 号新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領制定についてご説明いたします。9 ページになります。

今回制定する実施要領について、現在、中標津町の学校職員の在宅勤務におきましては、道立学校職員の在宅勤務実施要領に準拠するかたちでの取り扱いとしていたところでございますけれども、根室教育局と協議をしたところ、各町で要領の制定をしていただきたいとのことから、今回中標津町でも制定をするものでございます。

それでは、要領について説明いたしますので、11 ページをお開き願います。

第 1 条は趣旨で、新型コロナウイルス感染症対策のため学校職員の在宅勤務に関し必要な事項を定めるとしてしています。

第 2 条は対象職員で、第 1 号に臨時休業となった小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所等に在籍する子を養育する職員、第 2 号で、海外から帰国した職員で帰国後 14 日間を経過していない職員、第 3 号で、その他教育長が特に必要と認める職員としてしています。

第 3 条は対象業務で、内容については、臨時休業期間中における家庭学習教材の作成、教材の研究、次年度の教育計画の作成、分掌業務、成績処理・指導要録等の作成となっています。

第 4 条は在宅勤務の 1 日の勤務時間を 7 時間 45 分とし、災害事故休暇等の併用を可能としています。

第 5 条は勤務命令で、校長は在宅勤務で従事する業務量を指定して、在宅勤務命令簿により命令するものとしております。

12 ページにまいりまして、第 6 条は在宅勤務の実施場所で、自宅または家族の住居に限るとしてしています。

第 7 条は、個人情報の取り扱いで、第三者に漏洩することがないように細心の注意を払うものとしてしています。

第 8 条は実施報告で、実施した職員は定められた様式により校長に報告するものとしてしています。

第9条は、情報セキュリティ対策等で、実施職員は、校長の承認を得て在宅勤務に必要な文書を持ち帰ることができるとしていまして、第2項以降は職場のパソコンを持ち帰って業務をする場合の取り扱いについて定めております。

第10条は出勤簿の整理について、第11条はその他として、この要領に定めるもののほか、在宅勤務の実施に関して必要な事項は、管理課長が別に定めるとしたものでございます。

附則としてこの要領は、公布の日から施行し令和2年4月1日から適用するものでございます。

なお14ページは第5条関係の在宅勤務命令簿、15ページは第8条関係の在宅勤務実施報告書の様式となっております。説明は以上でございます。

○山田教育長

議案第20号について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

○義盛委員

既に運用されている部分はあるんですよね。実績として先生方は、どのくらい出勤されて、どのくらい在宅で勤務されているのでしょうか。分かりますか。

○管理課長

実績はこちらでは押さえていなくて校長が管理しています。

○義盛委員

そうですね。いずれ分かるものなんですか。取りまとめる予定もないんですか。

○教育部長

調べれば当然分かります。今休業中でございますけれども先生方は学校で勤務をするというのは基本でございます。

○義盛委員

やっぱり基本はそっちなんですね。

○教育部長

ただ、子を持つ先生方にとっては在宅で勤務をしていただくという対応を

選択肢として、もう一つ密を避けるために他の教室で仕事をさせていただくとか、あとはこの業務であれば在宅でやっていただくほうが、この状況の中では感染拡大防止につながるので在宅でやっていただくというような、そういった判断が当然ある中で在宅で仕事をしている状況は必ず学校では出退命令で押さえていますから調べれば分かります。

○義盛委員

いやいや、調べなくていいです。その辺はフレキシブルに対応していただければいいです。

○教育部長

その辺は学校現場がいち早く対応している状況でございます。

○義盛委員

はい、ありがとうございます。

○山田教育長

他によろしいですか。それでは議案第 20 号については可決されました。

◎議案第 21 号 中標津町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について

○山田教育長

続いて、議案第 21 号お願いします。

○管理課長

議案第 21 号中標津町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程についてでございます。

今回改正する規程につきましては、4 月 1 日の人事異動に伴う事務分掌の移行及び変更などによるものございまして主に 4 点の改正がございます。

新旧対照表により、説明をさせていただきますので 24 ページをお開き願います。

まず 1 点目ですけれども、この新旧対照表では事務分掌全般、24 ページから 28 ページまで全文に渡って改正をしております、この改正につきましては、改正前の処務規程について、条項立てで整理がされていたものを、今回の規程の改正に合わせまして、役場の処務規程の書式に合わせて表形式に改めていることから事務分掌全体が改正になっているものでございます。

2 点目になりますけれども 25 ページになりますが、事務分掌の移行でございまして、第 4 条の総務係の改正前(20)になりますが、「学校配当予算の経理に関すること」を削除しまして 26 ページ上段にあります、改正前の第 5 条、学校教育係の「教職員の研修に関すること」の事務分掌を総務係に移行するものでございます。

なお、総務係の「学校配当予算の経理に関すること」の事務分掌につきまして、本来であれば学校教育課に移行するところですが、学校教育課学務係の(5)に「幼稚園・学校教育予算に関すること」と、予算についての文言がありますので、この部分の改正についてはしなかったところでございます。

次に 3 点目、26 ページになりますが、第 5 条学校教育係の改正前(7)「中標津町教育相談センターに関すること」でございしますが、4 月の人事異動によりまして教育相談センター所長が学校教育課長兼務から教育部長事務取扱に変更となったことから、学校教育係の事務分掌から削除をするものでございます。

次に 4 点目になります。同じく第 5 条の学務係の改正前(6)「私立幼稚園及び幼稚園就園奨励費に関すること」でございしますが、これにつきましては昨年の幼児教育無償化の実施に伴いまして、幼稚園就園奨励費の事業について

は廃止となっていることから、この文言について削除をするものでございます。

附則としまして、この規程は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。説明については以上でございます。

○山田教育長

議案第21号について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

(「ありません」と発言する者あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、議案第21号については可決されました。

◎議案第 22 号 中標津町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

○山田教育長

続きまして、議案第 22 号お願いします。

○学校教育課長

議案第 22 号中標津町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

32 ページの新旧対照表をご覧ください。この規則は学校運営協議会の運営、それから委員等に関する規定をしているものでございますけれども、今回第 1 条の中で改正部分がありましたのでご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして条ずれに伴う一部改正となります。

改正前の下線部分「第 47 条の 6」とありますけれども法改正によって条がずれたことで改正後のとおり「第 47 条の 5」ということで変更となります。

付則としてこの規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとしております。説明については以上でございます。

○山田教育長

議案第 22 号について説明がありましたが、これについてはよろしいですね。

(「はい」と発言する者あり)

○山田教育長

それでは議案第 22 号については可決されました。

◎議案第 23 号 北海道中標津農業高等学校職員の人事評価に関する要綱の一部を改正する要綱について

○山田教育長

続きまして、議案第 23 号になります。

○農高事務長

議案第 23 号北海道中標津農業高等学校職員の人事評価に関する要綱の一部を改正する要綱につきましてご説明申し上げます。

新旧対象表によりご説明しますので 36 ページをお開き願います。

本要綱中 3 条の内容でございますが、評価対象者についてでございます。この 3 条中の「すべて」の部分をもとにひらがな表記を漢字表記に改めまして、同条のただし書にございますアンダーライン部分、非常勤職員から臨時的任用職員及びというところまでにつきましては、今年度から会計年度任用職員への移行に伴いましてこの部分のアンダーラインを削除して整理するものでございます。

なお付則としまして、この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上でございます。

○山田教育長

議案第 23 号について説明がありましたが、これについてもよろしいですね。

(「はい」と発言する者あり)

○山田教育長

議案第 23 号については可決されました。

◎議案第 24 号 計根別幼稚園臨時的任用教諭取扱要綱を廃止する要綱について

○山田教育長

続きまして、議案第 24 号お願いします。

○学校教育課長

議案第 24 号計根別幼稚園臨時的任用教諭取扱要綱を廃止する要綱についてになります。39 ページをお開き下さい。

こちらから本年度から臨時的任用職員が会計年度任用職員へ移行したことに伴いまして、町の条例規則のほうで任用条件等が規定されたことに伴って、そちらの適用となることからこれまでの要綱を廃止するものとなります。

4 月 1 日から施行となっております。以上でございます。

○山田教育長

議案第 24 号について説明がありましたが、これについてもよろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○山田教育長

それでは、議案第 24 号については可決されました。

◎議案第 25 号 中標津町生涯学習推進員設置要綱を廃止する要綱について

○山田教育長

続きまして、議案第 25 号お願いします。

○生涯学習課長

議案第 25 号中標津町生涯学習推進員設置要綱を廃止する要綱についてご説明申し上げます。43 ページをお開きください。

本要綱は生涯学習の推進を図るために、平成 19 年 4 月 1 日から施行された要綱でございます。実際に推進員が任用されたのは平成 21 年度から 24 年度まででございましたが現在は任用していないこと、また、今後任用の必要がございましたら会計年度任用職員としての雇用となるため本要綱を廃止するものでございます。

なお附則として、この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。説明については以上でございます。

○山田教育長

議案第 25 号について説明がありましたが、これについてもよろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○山田教育長

それでは議案第 25 号については可決されました。

◎報告第4号 6月定例会教育行政報告について

○山田教育長

引き続き報告事項に入ります。報告第4号お願いします。

○管理課長

報告第4号6月定例会教育行政報告についてでございます。47ページになります。

6月定例会教育行政報告で3点について報告をするというものでございます。

次に48ページ、1点目になります。令和2年度町立学校学級編制についてでございます。

小学校・中学校・義務教育学校を合わせた児童生徒数の合計は、前年度対比45名減の1,996名、学級数では普通学級が3学級減の67学級、特別支援学級が1学級増の43学級となっております。教職員の配置数では、前年度対比4名減の191名となっております。

中標津農業高等学校につきましては、昨年度より1名少ない2学科44名が新1年生となり、全校生徒は前年度対比15名増の6学級113名、教職員は26名となっております。

次に2点目になります。令和2年3月卒業の中学生・高校生の進路状況についてでございます。中学校の卒業生は242名で241名が進学し、このうち30名が中標津農業高校に、148名が中標津高校に進学しております。

また、高校生の進路状況ですが、中標津農業高校では卒業生23名のうち8名が進学し、就職希望者の15名全員の就職が決まり、就職決定率・進路決定率ともに100%となっております。

中標津高校では、卒業生183名のうち127名が進学し進学率は69.4%、就職希望者54名のうち52名の就職が決まり、就職決定率は96.2%、全卒業生の進路決定率は97.8%となっております。

次に、中標津支援学校では、卒業生45名のうち一般就労者が11名、就労移行支援等福祉的就労に25名、専門学校進学が2名となっております。

次に3点目になります。新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

これまで、国・北海道・北海道教育委員会からの要請を受け、約3か月間に及ぶ臨時休校を行ってきておりまして、集団感染の拡大防止のため徹底した対策を講じてきているところでございます。

この間、3月の卒業式では卒業生と先生のみ、4月の入学式では保護者1

名の参加として、3密を避けるためクラス単位での開催をしてございます。

入学と同時に再開された学校生活も2週間足らずで再度休校となってしまうことから、家庭学習のための学習プリントを郵送するなどの対応をしております。また、5月18日からは、スムーズに学校再開ができるように分散登校の設定をしてございます。

新学期2か月間の休校による遅れは、学習面はもとより運動会、体育祭、修学旅行などの学校行事を2学期以降に延期するなどの調整をしなければならず、また、中体連などの各種大会の中止による児童生徒の心身のケアを考えていかなければならないところでございます。

今後も、児童生徒にとって健康で充実した学校生活が送れるよう、引き続き感染拡大防止の徹底に万全を期するとともに、学校運営上の工夫に努めていくとした内容となっております。

以上3点について、6月定例会の教育委員会行政報告とさせていただきます。説明は以上でございます。

○山田教育長

報告第4号について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

○義盛委員

登校日、授業、なんて言ったらいいんでしょうね。休校期間が長かったことで学習時間、授業の保障をするとなったら、町ではどういうふうに学校運営の仕方を考えて、これからの授業時数、日数を確保することを考えていらっしゃるか、大体方針は決まっていますか。

○教育部長

次のその他でそのお話をさせていただきたいと思います。

○義盛委員

次ですね、分かりました。すみません、もう一点。農業高校が100人を超えるのは何年ぶりですか。すごい嬉しかったんですけども。

○教育部長

びっくりですね、80人台ぐらいだったと思います、長年。3年続けて40人を超えるようなペースですので。

○義盛委員

嬉しいですね、頑張ってもらいたいです。以上です。

○山田教育長

他にありませんか。

(「ありません」と発言する者あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは報告第4号については承認されました。

以上で議事は終了しましたが事務局から何点か連絡がありますのでお願いします。

○教育部長

別冊で配布しております、新型コロナウイルスへの対応について説明をさせていただきますと思います。

1 点目の各学校の臨時休校状況でございます。現在臨時休校でございますが5月31日までということで今対応してございます。

②の臨時休校中の分散登校につきましては、今週月曜日から来週29日金曜日まで実施予定となっております、10日間のうちに5日間の登校を基本としてございます。1学級20名を限度としたクラス編制、一クラスAとBに分けましてAは月曜日、Bは火曜日といった一つのクラスを二日間に分けて授業をする。担任が月曜日も火曜日、Aの授業もBの授業も担任が対応するというので、担任が全て自分のクラスの生徒・児童を把握できるようなシステムで分散登校を実施している状況です。

③の感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学習活動につきましては、臨時休校中実施をしないでいただきたいということで下記の5点、合唱指導だとか家庭科の調理等について、また運動については密集するものについては避けて実施をしていただきたいということで、今週来週については、これらの学習活動は実施をしないということで対応しております。

2の教育委員会所管施設等の状況でございます。①の各学校行事等の影響でございます。始業式、入学式には説明がありましたように簡素化を図って実施をしております。授業参観、PTA総会も実施見送りとなっております。臨時休校中の部活動及び少年団活動も中止をしております。中体連、高体連、全日本吹奏楽コンクールも既に中止が発表されております。少年の主張、中学生議会につきましても1学期の行事を2学期に繰り延べしまして、今後

の行事を選択して実施をしていかなければいけないというところがありますので、こういった少年の主張、中学生議会についても学校の負担にならないかたちで中止を決めさせていただいております。

②の2学期以降に延期する行事等でございます。当然中止もあり得るということでございます。体育的行事、宿泊を伴う行事、社会科見学やバスでの移動が伴う学習活動など、児童生徒を対象とした各種健診につきましても2学期以降に延期をしてございます。

次のページ裏面になります。③の農業高校の影響でございます。農業クラブ校内意見発表大会、東北北海道大会、全道、全国大会も中止となっております。校内の発表については工夫をして実施をするとのことでございます。海外農業研修先を国内に変更し現在検討をしてございます。せっかくハワイということで全員参加型の海外研修でしたが、今年は断念せざるを得ない状況でございます。海外酪農研修、カナダにつきましても7月に予定してございましたが、今12月に変更して検討しているところでございます。可能性としてはかなり厳しい状況であるのは間違いありません。

④各種イベント等の影響でございます。開陽台マラソン大会も中止をさせていただいております。日体大の連携協定事業、ラグビー部、陸上部、その他こちらに来て合宿等をやってもらおう予定でございましたが、ラグビー部につきましても、まだ大学の授業が始まっておりませんので日程調整がつかないということで中止が決定しております。陸上部については検討中でございます。

3の文化スポーツ振興財団所管事業の影響でございます。①の舞台芸術鑑賞事業につきましても4月から9月に延期、また翌年3月に延期、それぞれ延期、中止となっている状況でございます。

②の文化普及振興事業については、5月6月の事業については全て中止となっております。

4の学校・公共施設等の休館等の状況については次のページ、3ページの一覧表です。役場のロビーに大きな紙にして拡大して貼っていたり、各施設の入口にも貼って町民の方には周知をしている状況でございます。4月16日から、ずっと休館等をしておりましたが、なかなか解除されないということで、ずっと休館をしていました。

5月16日に一部要請をしていた内容について解除されましたが、学校は休み、福祉施設は5月31日まで臨時休館をしております。

福祉施設、文化スポーツ施設につきましても緊急事態宣言の特措法に引かかる1,000㎡以上の総合文化会館、図書館、交流センターについても引き続き休館をしております。図書の貸し出しは継続実施をしております。総合

体育館、温水プール、武道館、こちらも運動施設は特措法に引っかかっておりまして引き続き休館をしている状況でございます。

外の運動公園、テニスコート、野球場については要請から外れまして5月16日からオープンしておりますが、学校が休みということで高校生以下の利用は禁止をさせていただいております。

パークゴルフ場も5月16日からオープンをしております。なおシーズン券5月から10月まで6か月間使えるということで販売をする予定でしたが、半月閉鎖をしておりましたので、半月分、都市管理センターの方から減額をしたいとの申し出がありまして、それを許可してございまして、7,750円のところを7,100円に、正美公園は3,750円のところを3,400円に減額をしてシーズン券の販売をしている状況でございます。都市管理センターの方で減額をした減額分につきましては、管理センターの受託業務の中でやり繰りをするということで、町の方に負担要請をするようにはなっておりません。

保育施設、児童館、公園については記載のとおりでございます。

続きまして4ページになります。先程、義盛委員からもありました今後6月から学校が再開になるに合わせてどのような授業形態、授業日数を確保していかなければいけないかということになります。学びの保障をしなければいけないところで最初の4点、検討しなければいけないということになります。

1点目は授業時数を明らかにした上で長期休業期間における登校日を設定しなければいけない。

2点目は小学6年生、中学3年生、高校3年生につきましては年度内に全ての児童生徒に学習指導要領に示された各教科等の内容に身につけさせなければいけない。

3点目の最終学年以外の子供達についても今年度中に可能な限り学習指導要領に示された内容を扱う。どうしても計画どおりにいかなければ次年度に移すことも検討していただきたいということになります。

4点目に今後再び臨時休業や分散登校を行うことを想定しICT等を活用した指導を行うことをできるようにしておくこと。各学校においても先生方、この休業中の間に更に家庭学習のペーパー、またはICTを使ったかたちでできないかというところの学習、工夫に精力をそそいでいただいているという状況ではあります。

これらを踏まえて検討事項として、次の1、各学校での4、5月の欠時数を明らかにし、それを踏まえ長期休業期間の検討を行うということで、町としては案として夏季休業、冬季休業をそれぞれ13日間、14日間にそれぞれ短縮をして時数を確保していきたい。7月20日も中標津神社祭が中止にな

りましたので、こちらも授業日として時数を確保していきたいと考えております。6月から3月まで10ヵ月間で185日程度、4・5月の授業日、今分散登校もしておりますし、これらを合わせると200日程度が確保できる。200日程度というのは通常1年間、203から205日間は確保しながら組んでいるということを考えれば、大体夏休み、冬休みを短縮して時数を確保できるのかなというところで、各学校に検討していただいている状況です。

ただ行事を、今までと同じように行事をやると、それは足りなくなりますので行事においても十分に考えていかなければいけない部分になります。行事についてはまた次のところで説明させていただきますが、前年度、令和元年度、未履修の補修も行わなければいけないというところも踏まえて検討していただいております。更に余裕を持つのであれば、8月6・7、12月25日も授業日とすることも想定して各学校で検討していただくように連絡をしているところでございます。

二つ目の最終学年の対応、先程も申し上げましたように、小6、中3、高3のみの登校日の設定をしながらカバーをしていかなければいけないというところを頭において進めていきたい。

3点目の最終学年以外の対応でございますが、当然全ての子供達に学習機会を確保しなければいけないということで、スケジュールを立てていただきたいということでございます。冬季間の吹雪、インフルエンザ、またコロナの感染も冬季、秋から冬にかけて流行するときのことも想定しながら考えていただきたい。

③今後は授業優先で進めていくことになるが、学校行事等での学びも大事にしながら教育活動を進めていく必要があるということで、学校行事を中止にするのではなく、目的を明確にし、どの行事をどの目的で進めていくかというところの選択をして検討していただきたいということで各学校のほうにはお願いをしている状況でございます。

4点目のICT等の活用した学びの保障の準備というところも、このように整理をして学校のほうにはお知らせしています。

このまま学校に通えれば、何とかカバーできるということになるんですが、まだまだ今後どのような状況になるかも分からないことも踏まえながら進めていかなければならないということで、学校のほうにはお願いをしているところでございます。

次の5ページでございますが、こちらは今新しい生活様式と言われてこちらのネットなんかにはいろいろ示されておりまして、ネットに示されているペーパーについては8ページに付けています。それを踏まえて学校における新しい生活様式というのを作成し、今後学校と協議をしていくというところ

で資料を作成したものです。

1の保健管理上の対策としては当然健康管理をしていただく、手洗い、咳エチケットの指導を定期的に行う、免疫力を高めるための十分な睡眠、適度な運動というところもしなければいけない。特に児童生徒が手を触れる箇所の消毒も行っていたきたいというのが保健管理等の対策。

二つ目の授業等の対策としては、3密を避けるしかないので換気を行う、子供達との距離、会話、大声の発声を控えるといったところは徹底してやっていただかなければいけない。これをやりながら生活をしていくというのがまさに新しい生活様式になると思います。

3点目の放課後の過ごし方と部活動になります。部活動、それから少年団活動も併せて対応していかなければいけないところでございますが、こちらでも6月から緊急事態宣言を解除されたときには、どのような対応をしていかなければいけないのか。今までは、かなり制限をして子供達のストレスが蓄積されるような状況でありましたけれども、今夏にかけて解除されて今まさに活動していかなければいけないということを念頭において、放課後の不要不急の活動については控えてもらいたい。

2番目の部活動については、3密のこともあります。体調がすぐれない場合は休んで3密を回避してください、過度の負担にはならないでください、生徒が手を触れる箇所や用具の消毒を必ず行ってください、何よりも生徒達がやるのではなくて、指導者、先生が付いて行なっていたきたいということで、今後こういう内容で整理していこうと思います。

特に四角の枠で囲んでおります「中標津町部活動の在り方に関する方針」が定めております。こちらは従前からコロナウイルスの関係が拡大する以前から作られているものでして、平日では1日休みましょう、週末も土日どちらか休みましょう、平日は2時間程度、休日は3時間程度といった決まり事をしておりますので、この部分に基づいて部活動は進めていただきたい、また少年団についても同じように周知をしていきたいと思います。

特に悩ましいのが高校野球もやっていない、そのやらない理由については、3密を避けなければいけないというところですが、対外試合とか練習試合も今後、多分考えていかなければいけない。何もかも最終学年の子供にとっては集大成の場が無いわけですから、何かしらのかたちを作ってあげることも必要だということで文科省のほうからは通知がきております。そういったなかである程度はやらなければいけないのかなというところで、今後各学校、管内的にも協議をしながら進めていきたいと考えております。

続きまして6ページ、町の体制と対策状況、こちらについては教育委員会だけではなくて町が今どんな状況で何をしているのかというところの情報を

提供させていただきたいと思います。

①の中標津町新型コロナウイルス対策室の設置。通常、災害であれば部長職、理事者で対策本部を立ち上げるわけですがけれども、そういった打合せも当然やっているわけですが、今回4月28日付けで対策室を立ち上げてまして、町民生活部長が対策室長、総務部長が対策副室長となりまして、室員は町民生活部、建設水道部、経済部からそれぞれ課長職が1名ずつこの室に動員をさせていただき4人体制の室員で今進めている状況でして、教育委員会向かいの101会議室でその室を構えて対策の対応をしています。

当然電話対応だとか行っているわけですが、特に②の特別定額給付金、今実施をしております、本来は郵送で対応してくださいということなのですが、やはり聞きに来ます。聞きに来た以上は対応して教えている状況でございます。本町においては23,210人、11,269世帯の方々が対象となっております、1人10万円でありますので23億2,100万円の給付額になります。申請受付期間は5月22日から8月21日までの3か月間。当然オンライン申請もやっていますが基本は郵送となっております。

③町民への次亜塩素酸水配布でございますが、町民生活部の生活課で対応してございまして、4月21日から28日まで町内会に対して一度対応してございます。二回目の配布としましては6月13日から19日、こちらは青年会議所が協力をしていただけるということで、町民の方に配布をするということで、配布場所は役場、しるべつと、計根別支所ということで、しるべつとで配布する所が青年会議所の方々が協力をしていただける、役場、計根別支所は役場職員が対応します。

7ページになりますけれども④の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらは国のほうから全国で1兆円、実施期間は今年度ということでございますが、当然翌年度の繰り越しも可ということになります。対象事業も経済対策の四つの柱としてこの四点かかげられてございます。

まず実施計画でございますけれども、一次二次となっております一次が約7割の配分で地方単独事業として行うものに充ててください。あくまでも赤字補填ではなくて支援金というかたちで対応していただきたいというのが、この事業の趣旨でございまして、一次配分としては1億3,062万4千円の配当がきてございまして、このお金を有効に活用して、もう既に3,000万円程度は店を閉めていただくということに対する協力金として予算を組んでおります。専決というかたちで処理をさせていただいている部分でございます。

残り1億円については、いち早く町民の方に提供すべく来週月曜日、25日に臨時議会を開催しまして予算化をして対応するという状況でございます。残りの3割、二次配分については秋頃になろうかということで、こちら国庫

補助事業の地方負担分について使っていただきたいということでございます。どんな事業にどんな内容でというところは資料として添付していないんですけれども、議会終了後、報道等でいろいろ出てくると思いますので、またホームページ等にも載っていると思いますので、ご確認できるかと思います。

取りあえず情報提供として何点か説明させていただきました。あとは教育委員会と今後学校で詰めながら決めていかなければいけない。今回協議することは確定ではなくて今後また状況によっては何度も何度も計画の見直しをしながら進めていかなければいけない状況になります。その際には、また委員さんの方々にも報告をさせていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○山田教育長

新型コロナウイルスの関係で、たくさん説明がありました。何か質問等、聞いてみたいことがありましたらお願いします。

○義盛委員

一点だけすみません。学校での授業の実施日数を 200 日確保できたということですね。そういうことで今のところ土曜日ということは念頭にはないということでしょうか。

○教育部長

そこは先生方の勤務というところも出てくるので、なるべくそれ以外で考えていけるものでしたらいきたい。今後またどうなるか、そこもやらなければいけないというところも今後は可能性としてはあります。現段階では土曜日はありません。

○義盛委員

あとは冬季の天候次第ですね。

○教育部長

そうですね。

○義盛委員

大変でしょうけれどもすみません、よろしくお願いします。

○山田教育長

どうなるか分からないので、本当にその時その時で柔軟に対応していかないといけない。ですから基本的に土曜日の授業だとか7時間授業をやるだとかそういう子供達に負荷がかかることはしない。ただ吹雪による臨休だとかコロナウイルスにより臨時休業を余儀なくされた場合には、そこは子供達の学習を保障するということをしなければならない。そういうふうには考えています。ただ無理はしないということが鉄則だと思います。

○義盛委員

ちなみに3月はいつまで授業の予定なんですか。

○学校教育課長

今年度末ということですか。

○義盛委員

はい。20年度、21年3月です。

○学校教育課長

24日だったと思います。ちょっと確認しないと。

○義盛委員

すいません、後でもいいです。ありがとうございます。

○学校教育課長

通常24日前後の平日になります。

○義盛委員

場合によっては春休みが、ということもまだ。

○学校教育課長

可能性としてはゼロではないということです。

○義盛委員

はい、分かりました。

○教育部長

3月24日が終業式の予定で間違いないです。

○義盛委員

はい、ありがとうございます。

○山田教育長

他にありますか。

○助口委員

子供達用のマスクは足りている、足りていないというのは分かるんですか。
一応、計根別学園には計根別農協がとりまとめをしているから足りているという反応があったんですね。

○教育部長

当然各家庭で用意をしていただきたいということでお願いをしています。
今本当に洗って使える物も販売されていたり、市場でも売られているのを見受けられますので、あと手作りをさせていただくということで協力いただいております。やはりそれでも忘れてたりどうしても家庭で用意していただけなくて、して来れない子については各学校で用意しております。

その各学校で用意をしているマスクについては最近寄付もたくさんいただいておりますので、学校で対応できるだけの数は用意しています。全生徒に配るのではなくて、カバーをするという意味合いで学校には保存していますので、必ず学校に来てマスクできなくて、なんでしていないんだということがないように対応は今のところ万全です。

○助口委員

はい。

○山田教育長

マスクもいろいろなところから寄付されておりますし、あまり大っぴらにしないしてほしいということだったんですが、長谷川羊羹さんから子供達に小さい羊羹を町内の子供達に渡してほしいということで寄贈がありましたし、もう少し前には石屋製菓から新入生分の白い恋人だとか、いろいろな寄付も行われている。

○教育部長

マスクはニトリさんから寄付があつたりとか、消毒用のジェルだとかもスポーツピアだとか、いろいろなところから少しずつ寄付をいただいている状況にはあります。

○山田教育長

あとはいかがですか。それでは新型コロナウイルスへの対応についてはここで終わります。他に連絡等ありますか。よろしいですか。

委員さん達から何か、よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

それでは、これで予定されていた会議日程は全て終了いたしました。本日は大変ご苦勞様でした。